



くらしのほっと通信

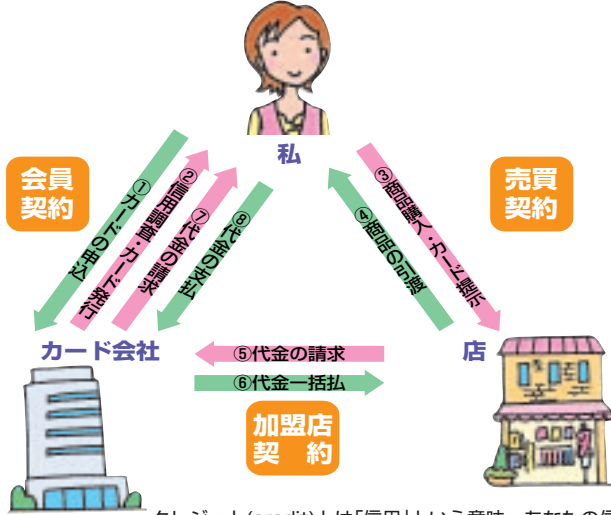
年6回隔月発行



知っておきたい クレジットカードのいろは

平成16年3月末時点での全国のクレジットカード発行枚数は2億6千万枚超。電話代やネットショッピングの支払いなど利用機会が拡大したこともあり、カード利用者は急増しています。また、店頭では独自のポイントサービスや優待割引を強調した勧誘が盛んに行われ、ひとりで何枚ものカードを持つ人も少なくありません。確かに、手元に現金がなくても買い物ができるクレジットカードは便利です。反面、つい買い物をし過ぎたり、不正利用のトラブルに巻き込まれる危険性もあります。まずはクレジットカードについて知っておきましょう。

【クレジットカードの仕組み】



クレジット(credit)とは「信用」という意味。あなたの信用を担保にカード会社から借金をするようなものです。

ICカード



ICチップの付いたカード。従来の磁気カードに比べ、多くの情報を蓄積できて偽造されにくい。最近ではカードのIC化が進んでいます。ICカード対応の端末を備えている店では、買い物時にサインではなく暗証番号の入力を求められます。ただし、IC端末を備えた店はまだ少数で、通常、従来のカードと使い方は変わりません。

*暗証番号を入力して不正利用された場合は、紛失・盗難補償の対象外。暗証番号をしっかりと管理しましょう。

紛失・盗難の補償範囲

クレジットカードの紛失・盗難による被害は、一般にカード会社の補償制度により、補償されます。ただし、すべての被害が補償される訳ではありません。

- *カードの裏にサインをしていなかったり、カード管理に落ち度があると補償されません。
- *暗証番号が必要なキャッシングやICカードの不正利用、カード自体は使わずにカード番号で取引するインターネットや通販等での不正利用は補償されません。
- *カードによっては、補償が一切なかったり、補償内容が異なる場合もあります。カード規約を確認しましょう。

近頃よく耳にする「リボ払い」って何?

リボ(リボルビング)払いとは、利用金額や利用回数にかかわらず、毎月一定額を返済する分割払いの方法。毎月の返済額がほぼ一定で支出を管理しやすいという長所もあるが、「1つ1つの商品の残高が分からない」「定期的な支払いが続き金銭感覚が鈍る」等の短所もあります。支払期間が長くなれば、その分、手数料(利息)も高くなります。

*リボ払いには基本的に①定額方式、②残高スライド方式、③定率方式があります。

〈リボ払いの例…月1万円の定額方式の場合〉

	12月	1月	2月	3月	4月	……
購入	コート3万		リング5万			
支払い		1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	……

※手数料は残高により若干異なります

利用限度額の範囲内であれば、どれだけ買い物をしても毎月の支払いは、あらかじめ決めた金額と手数料のみです。

■キャッシング

現金を借りること。この機能が付いたカードと暗証番号で、提携金融機関のATM等からすぐに借金できますが、利息は高めです。

*紛失・盗難補償の対象外です。キャッシング機能が不要の場合は、カード会社に申し出て、機能を停止しておくとういでしょう。

■スキミング

カードの磁気情報を盗み取り、偽造カードを作成して不正利用する手口。カードそのものは盗まれないため被害に気づきにくい。

*怪しげな店ではカードを使わない、カードの保管に注意を払う、カード会社からの請求書はしっかり確認するようにしましょう。

■フィッシング

カード会社等に成りすましてメールを送り、正規のウェブサイトにもそっくりな偽サイトに誘導してクレジット情報を入力させる手口。

*メールに書いてあるURLにアクセスしない、セキュリティをかけてないサイトに安易に情報を送らないようにしましょう。セキュリティがかかるとURLのはじめが http から https に変わります。

目次

- 知っておきたいクレジットカードのいろは……………1
- 相談室から 平成17年度上半期相談実績……………2

- 商品テスト 乳幼児用衣料品 一移染……………3
- 「くらしの情報プラザ」をご利用ください……………4

相談室から

相談件数、上半期で1万件を突破！

平成17年度上半期

～名古屋市消費生活センター相談実績～

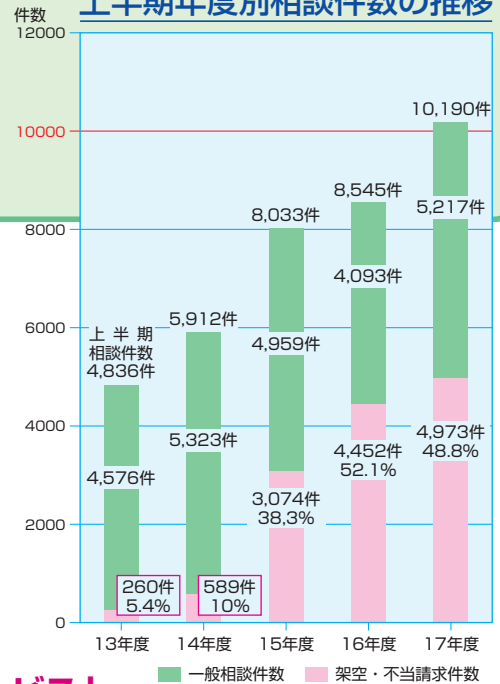
平成17年4月～9月の相談件数は10,190件で、前年度同期(8,545件)に比べ19.3%(1,645件)の増加となりました。

架空・不当請求が全体の48.8%を占める

全く根拠のない未納料金などをハガキで請求する架空請求や有料サイト利用料の不当請求に関する相談が引き続き増加しており、これらは全相談件数の48.8%と約半数を占めています。

平成17年4月に架空・不当請求の専用受付電話「架空請求ホットダイヤル」を新設したことにより、架空・不当請求の相談に迅速に対応できるようになりました。その結果、架空・不当請求相談(11.7%増)、一般相談(27.5%増)ともに増加しました。

上半期年度別相談件数の推移



商品・サービス別相談件数の第1位は「電話情報提供サービス」

順位	商品・サービス名	相談件数
1	電話情報提供サービス	2,095
2	商品一般(架空請求等)	1,811
3	オンライン情報サービス	953
4	ローン・サラ金	737
5	賃貸アパート	266
6	家屋の修繕工事	233
7	オンライン等関連サービス	203
8	自動車・二輪車	151
9	化粧品	139
10	エステサービス	136

第1位「電話情報提供サービス」 携帯電話の有料サイト利用料の架空請求や不当請求

(事例)携帯電話に届いた迷惑メールに記載してあったURLをクリックしただけで登録が完了してしまい、登録料3万円を払うようにとの表示がでた。無視していたら男性の声で10万円を請求する電話がかかってきた。

第2位「商品一般(架空請求等)」 身に覚えのない料金を請求するハガキや封書

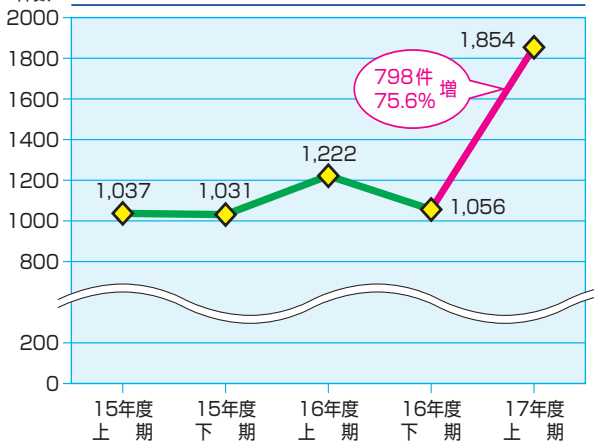
(事例)「民事訴訟最終告知通達書」という題名で通信販売の未納料金を請求するハガキが届いた。身に覚えのない話だ。

第3位「オンライン情報サービス」 パソコンの有料サイト利用料の架空請求や不当請求

(事例)パソコンでネット検索中にバナー広告をクリックしたところアダルトサイトにつながり、「18歳以上」を押したら「登録完了。登録料5万円を振り込むように」と振り込み口座が表示された。

高齢者の相談が急増

契約当事者が60歳以上の相談件数の推移



契約当事者が60歳以上の相談件数は、1,854件で相談全体の18.2%。平成16年度下期の相談件数1,056件に比べ75.6%(798件)の増加となりました。

高齢者をねらった悪質なりフォーム業者の摘発報道などを契機に、契約内容に不安をいただいた方々からの相談が増えています。特に、一人暮らしの高齢者の家を耐震診断や床下点検などと言って訪問し、不安をあり、まずは床下換気扇や調湿剤散布を契約させ、その後、さらに耐震補強工事や屋根工事など高額な住宅リフォームを次々と契約させる事例が目立ちました。



商品テスト

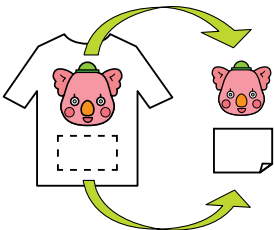
乳幼児用衣料品 — 移染 —

私たちの身の回りに存在する化学物質の中で、健康に何らかの被害をもたらすことが明らかなのは、法律で使用が規制されています。名古屋市では『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)』に基づき、毎年3期に分けて家庭用品試験検査を実施していますが、平成15年5月の検査で、乳幼児用繊維製品にホルムアルデヒドの違反事例が3件見つかりました。その3件はいずれも、空気中のホルムアルデヒドが衣類のプリント部分に吸収されたこと(移染)が原因であったため、ホルムアルデヒドの移染についてテストしてみました。

テスト方法

綿100%の乳幼児用の服4着(A~D)を切り取り、下記の2つの環境に置いて、スタート時、14日目(2週間後)、28日目(4週間後)に、布片のホルムアルデヒド濃度を測定しました。

本体部分とプリント部分から布片を切り取る



①店舗内の子供服売場
(空気中のホルムアルデヒド濃度は平均0.01ppm)



②合板を入れてホルムアルデヒドを発生させた容器内
(空気中のホルムアルデヒド濃度は平均0.51ppm)

テスト結果と考察

ホルムアルデヒド高濃度の状態では、すべての服に移染が発生

子供服売場では、テスト対象品B~Dの布片はホルムアルデヒド量の増加はほとんどありませんでしたが、Aは増加傾向が見られ、28日目にはプリント部で乳幼児用衣料のホルムアルデヒド基準値を超えました。(図1参照)

合板を入れてホルムアルデヒドを高濃度にした容器内では、Bのプリント部以外はすべて14日目で基準値を上回っていました。特にAは、本体、プリント部ともに基準値を大幅に上回り、14日目は基準値の4倍を超えました。(図2参照)

今回テストを行った子供服売場のように、空気中のホルムアルデヒド濃度が低い場合でも、服によっては乳幼児衣料の基準値を超えることがあります。空気中のホルムアルデヒドが高濃度であれば、基準を超える可能性は、さらに高まります。

新しいタンスは要注意！ 家庭での移染の危険性を認識して

乳幼児用衣料に対しては、製造・流通の各段階で移染防止の工夫が望まれますが、「購入する時は袋に入ったものを選ぶ」「移染が心配な場合は洗濯してから使う」「収納場所に注意を払う」など、私たち自身の配慮も欠かせません。ホルムアルデヒドは水に溶けやすく洗濯で除去できます。しかし、収納中に再度、移染することが予想されます。特に新しいタンスは、合板から多量のホルムアルデヒドが放散される場合もあるため、赤ちゃんの衣料を収納する場合はポリ袋に入れて移染を防ぐか、一般に放散量の少ないベビー用タンスを使用する方がよいでしょう。

【移染とは?】

合板などから放散された有害物質が空気中の水分を介して衣類などに吸収される現象。平成2年に名古屋市衛生研究所が報告した調査結果によると、一般にウールよりも移染が起こりにくいといわれている綿でも、店舗に放置している間にホルムアルデヒドが規制基準値を超える場合があることが分かっている。

【ホルムアルデヒドとは?】

刺激臭のある無色の気体。水に溶けやすく、消毒剤や防腐剤、接着剤、塗料、建材、繊維の加工等に幅広く利用されているが、吸入や接触で、目や鼻、呼吸器の炎症、皮膚炎、アレルギー等を発症することがあるため、家庭用品規制法や建築基準法等で使用が規制されている。

*厚生労働省では室内空気中のホルムアルデヒド濃度の指針値を0.08ppmと定めています。

【家庭用品規制法によるホルムアルデヒド基準値】

乳幼児用(生後24か月以内)のおしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、中衣、外衣、手袋、靴下、寝衣は16ppm以下。子供・大人用の下着、手袋、靴下、寝衣は75ppm以下。

*乳幼児用は、赤ちゃんがなめることや、皮膚が弱いことに配慮し、厳しい基準値になっています。

図1 【①子供服売場】

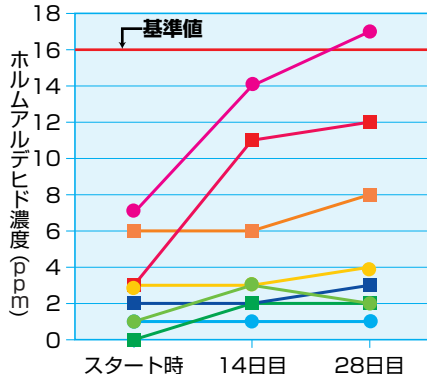
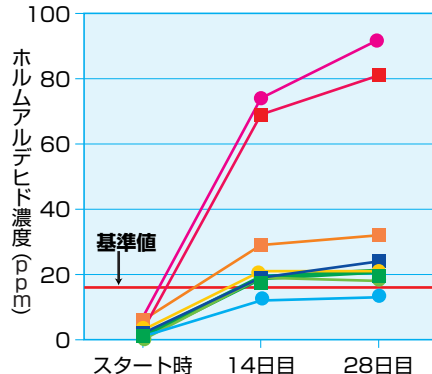


図2 【②合板を入れた容器内】



【テストに使用した乳幼児用の服】

品名	A	B	C	D
組成表示	Tシャツ 綿100%	Tシャツ 綿100%	トレーナー 綿100%	ランニングジャズ 綿100%
色(本体部分)	濃い灰色	灰色	青色	青色
製造国	中国	中国	中国	中国
プリント部分	A~Dいずれも胸部に人気キャラクターがプリントされている			

	A	B	C	D
本体部分	■	■	■	■
プリント部分	●	●	●	●

名古屋市消費生活センター 「くらしの情報プラザ」をご利用ください

当センターでは相談窓口とは別に、くらしに役立つ幅広い情報の提供とコミュニケーションの場として「くらしの情報プラザ」を併設しています。お気軽にお立ち寄りください。

プラザの特色

1.消費生活関連の本が充実

国民生活センター発行の「国民生活」「たしかな目」をはじめ、法律の解説書、判例集など、消費生活センターの附属施設ならではの品揃えです。

2.悪質商法のビデオ貸出が可能

悪質商法など、各種消費生活関連のビデオの貸し出しをしています。地域や学校、グループなどでの啓発活動や消費者教育にご活用ください。

3.“情報アドバイザー”がお手伝い

消費生活アドバイザーまたは消費生活専門相談員の資格を有する“情報アドバイザー”が、あなたの情報検索のお手伝いをします。

4.要望に応じてミニ講座を開催

30人程度までのグループ(学生も可)を対象に、随時、悪質商法等に関するミニ講座の申し込みを受け付けています。所要時間は30分～2時間程度。希望日時をご指定ください。

5.消費者活動のスペースを提供

自由に利用できる「消費者サロン」と予約制の「消費者活動ルーム」を無料で開放しています。消費者活動の拠点として、グループでも個人でもご利用いただけます。

開館時間

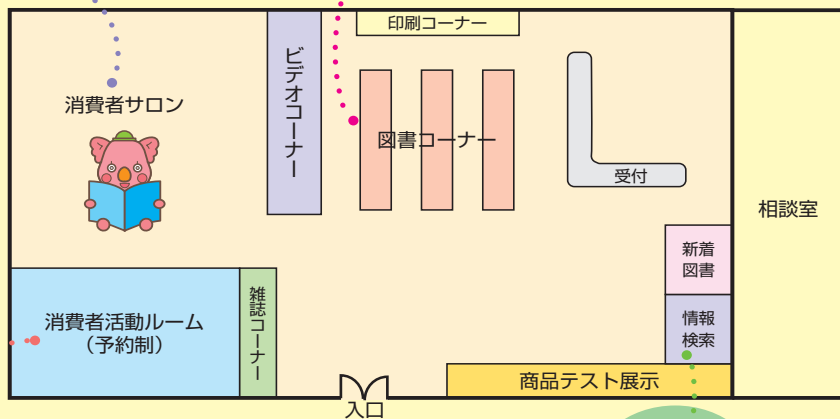
月～土 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
☎052-222-9677



*くらしの情報プラザは、伏見ライフプラザ11階 名古屋市消費生活センター 相談窓口の隣にあります。

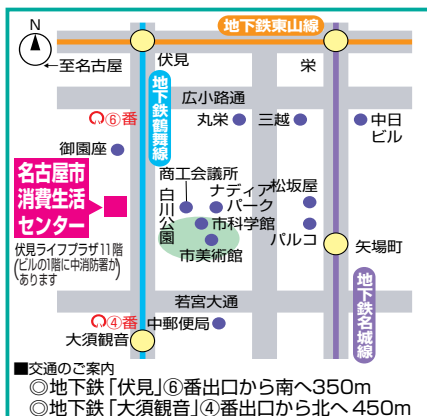
消費者グループや個人の消費生活に関する学習、打ち合わせの場として、自由に利用できます。
*40名まで利用可能。

悪質商法や衣・食・住に関する図書・ビデオの貸し出しをしています。ビデオブースで見することもできます。
*貸出期間は10日間、図書3冊以内、ビデオは3本以内。貸出には身分証明書の提示が必要。名古屋市内の方の利用も可能です。



消費者グループの活動の場として無料で貸しています。会議、資料作成などにご利用ください。
*定員18名、事前予約が必要です。

インターネットで消費生活に関する情報の検索ができます。
*利用には申し込みが必要、利用は30分以内、プリントアウトは有料です。



利用のご案内

●消費生活相談

月～金(祝日・年末年始を除く)

☎052-222-9671

☎052-222-9674(架空請求ホットダイヤル)

受付時間 9:00～16:15

土曜日(祝日・年末年始を除く)

☎052-222-9690

受付時間 9:00～11:00 13:00～16:00

*土曜日は電話相談のみ。面談は行っていません。

●くらしの情報プラザ

月～土 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

☎052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679

FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100%白色度80%)



毎月8日は環境保全の日